公印省略

３介第７７６号

令和３年６月１８日

各高齢者施設　管理者 殿

　各介護サービス事業所　管理者 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福岡県保健医療介護部介護保険課長

（監査指導第一係）

（監査指導第二係）

「緊急事態措置からまん延防止等重点措置への移行について」に関する周知について

　平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

５月１２日の緊急事態措置開始からこれまで、不要不急の外出自粛や休業・営業時間短縮など厳しい要請をお願いしたところ、多くの県民及び事業者の皆様にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

その結果、新規陽性者数について、直近１週間の人口１０万人当たりの数は、ピーク時の５月１５日時点と比べて大幅に減っており、国の分科会が示すステージ判断指標のステージⅡ相当以下に改善しています。

また、医療提供体制については、緊急事態措置開始以降、体制強化を行い、これらの効果もあり、６月１６日時点の病床使用率は大幅に改善されました。

これらの改善傾向を受け、国は６月１７日に、６月２０日をもって緊急事態措置を措置すべき区域から本県を解除することを決定しました。

一方で、緊急事態措置の解除は決定したものの、国は、本県において感染が再拡大した場合、九州全域に及ぼす影響が大きいこと等を踏まえ、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、その期間については、６月２１日から７月１１日までとすることを決定しました。

高齢者施設等における感染防止対策の取組みについても、引き続き要請しています。皆様には引き続きご不便とご苦労をおかけすることになりますが、感染の封じ込めを図るため、引き続きご協力をお願いいたします。

＜資料＞

　　福岡県ホームページ「緊急事態措置からまん延防止等重点措置への移行について」

アドレス　：　https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/140175.pdf

福岡県保健医療介護部介護保険課

監査指導第一係　TEL：092-643-3251

監査指導第二係　TEL：092-643-3319